

## 優秀論文賞授賞規程

- 第1条 本規程は、「感情心理学研究」掲載論文のうち、感情心理学に特に重要な貢献をした論文を選び表彰するため、本学会が当該論文著者等に対して贈る賞の選考に関して定める。
- 第2条 賞の名称を「優秀論文賞」とする。
- 第3条 優秀論文賞は、「感情心理学研究」に掲載された一般論文について、巻ごとに選考する。但し、一般論文とは、編集委員会の審査を経て掲載された論文であり、招待論文やセミナー論文などは除く。
- 第4条 授賞件数は各巻ごとに、原則として1件とする。ただし授賞に値する論文がない場合にはこの限りでない。
- 第5条 優秀論文賞授賞候補論文の選考は編集委員会が行う。選考の方法は別に定める。
- 第6条 編集委員会は、選考の結果をとりまとめ、上位の論文数点に順位をつけて理事会に推薦する。
- 第7条 理事会は編集委員会が推薦した授賞候補論文について授賞に相当するかどうかを審査し、授賞論文を決定する。ただし授賞に値する論文がないと判断がなされた場合には当該巻においては優秀論文を選定しない。
- 第8条 優秀論文賞の授賞は代表者1名（原則として第1著者）を対象として年次大会懇親会の場において行い、賞状を受賞論文の著者全員にそれぞれ贈る。ただし、授賞式における賞状の贈呈は、理事長が授賞論文著者の代表者に対して行う。
- 第9条 優秀論文賞を受賞した論文が、本学会の執筆投稿規程、著作権関連規程、投稿倫理規程、その他に違反して掲載され、または本授賞規程に違反して授賞が行われたことが明白になった場合、理事会の議を経て、受賞後であっても授賞を取り消すことがある。
- 第10条 編集委員会はこの規程の施行に必要な内規を制定し、また改廃することができる。制定と改廃は、編集委員会の議を経て決定する。
- 第11条 この規程の改廃は編集委員会の議を経て決定し、理事会の承認を得るものとする。

### 付記

1. 本規程は、2007年11月25日から施行する。
2. 本規程は、「感情心理学第15巻1号」以降の掲載原著論文について適用する。
3. (改正)本規程は、2012年5月1日から施行する。
4. (改正)本規程は、2015年5月19日から施行する。
5. (改正)本規程は、2023年5月26日から施行する。